

別紙2（第3条第2号関係） 障がい福祉サービス事業所等

（事務の取扱い）

第1 知事から支援金事業を委託された事務局が事務の取扱いを行う。

（給付対象者）

第2 支援金の給付対象者は次に掲げるものとする。

- 一 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、知事が指定する福岡県内の国、市町村等の直営の事業所等を除く、次の障がい福祉サービス等を行う事業者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた、施設入所支援、共同生活援助、短期入所（空床型を除く。）、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- 二 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに法第76条第1項に基づく補装具を支給（販売、貸与及び修理）した事業者（政令市及び中核市を除き福岡県内に所在する者に限る）。

（分類及びサービス）

第2の2 前文に規定する給付対象者の分類及びサービスは、別表1に定めるものとする。

（確認事項）

- 第3 知事は、次の各号のいずれにも該当し、申請書（様式第2号）に添えて該当する旨を記載した書類を提出した者でなければ支援金を給付しない。
- 一 給付対象者の要件を満たしていること
 - 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
 - 三 支援金を重複して申請しないこと
 - 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - 五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じることに同意すること
 - 六 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と

共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第4 支援金の給付額は、別表2に定める額とする。ただし、別表2における定員数は基準日時点の定員数とする。

(申請期間)

第5 支援金の申請期間は、令和8年1月16日から令和8年5月29日までとする。

(申請手続)

第6 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表3に定める書類を添えて申請書により書面で申請しなければならない。

(給付決定の通知)

第7 支援金の申請があったときは、事務局がその内容について審査し、知事が適當と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第8 知事は、申請に係る提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたとき又は支援金の給付決定後に金額等の誤りが判明したときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9 知事は、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、次の各号を申請者に通知し、支援金を返還させることができる。なお、この場合において、取り消しにより申請者に損害があつても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

- 一 返還すべき支援金の額
- 二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第10 知事は、第7の規定による給付決定を行った後、申請書の不備により振込不能等があり、申請者に対し確認等を求めたにもかかわらず、速やかに補正が行われないなど、申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

別表 1

区分	サービス
入所系	施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所(空床型を除く)
通所系①	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援センター
通所系②	児童発達支援、放課後等デイサービス
訪問系、補装具事業者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、補装具

別表 2

区分	電気の種類	単価
入所系	高圧	定員1人あたり 24,900円
	低圧	〃 24,100円
通所系①	高圧	定員1人あたり 9,200円
	低圧	〃 8,100円
通所系②	高圧	定員1人あたり 2,200円
	低圧	〃 1,100円
訪問系、補装具事業者	—	1事業所あたり 12,600円

別表 3

対象	提出書類
全事業所等	振込先の通帳(預金名義、口座番号等が確認できるページ)の写し
	電気料金の請求書等、高圧・低圧の種別が分かる書類の写し(訪問系を除く)
	役員名簿
補装具事業者	補装具支給実績が分かる書類の写し(受取証又は納品書、領収書の控え等)

○ 留意事項

- ・ 「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができる。
- ・ 複数のサービスにおいて定員を通じて定めている事業所は、いずれか一つのサービスの申請とする。
- ・ 児童発達支援(児童発達支援センターを含む) 又は放課後等デイサービスを実施している事業所が、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、「通所系」又は「訪問系」いずれか一つの分類で申請するものとする。
- ・ 「訪問系」については、実施しているサービス（介護保険に係るサービスを含む）の数に関わらず、1事業所としての申請とし、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の事業所は介護分野で申請すること。
- ・ 「補装具事業者」については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに法第76条第1項に基づく補装具を支給（販売、貸与及び修理）した実績がある事業所毎に申請するものとする。また同一事業所で複数の支給実績がある場合であっても、申請は1回のみとする。なお、「補装具事業者」に該当する事業者で、「訪問系」の介護（予防）サービスを同一事業所で実施している場合は、介護で申請すること。重複しての申請はできない。
- ・ 地域移行支援又は地域定着支援を実施している事業所が、計画相談支援又は障がい児相談支援を実施している場合であって、当該計画相談支援事業所等の指定権者である市町村長が本支援金と同種の支援を実施している場合には、県または市町村どちらかに対してのみ申請できるものとする。
- ・ 就労定着支援を実施している事業所は、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援A型、B型のいずれかのサービスの申請とする。
- ・ 自立生活援助を実施している事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかのサービスの申請とする。
- ・ 共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所は介護分野で申請すること。
- ・ その他、複数のサービスを行っている事業所で、重複して申請することが適当でないと認められるものは、それぞれのサービスで申請すること。
- ・ 法人もしくは事業所名義の口座であること。
- ・ 入所系及び通所系の事業所等で電気区分が確認できない場合は、単価の低い方で支援を行うものとする。
- ・ 令和8年1月1日時点で休止している事業所については、支援対象期間にサービスを提供していることが確認できる場合のみ支援を行うものとする。